

交通安全情報



警視庁交通部

NEW

新しくないました！

自転車安全利用五則



① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両、自動車の仲間なので車道の左側を走るのが原則です！
歩道は歩行者が優先です。車道寄りを徐行して、歩行者が多い際は降りて押し歩きましょう。

～自転車で歩道を通行することができるのは～

- 13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車に乗るとき。
- 普通自転車通行可の標識がある場合や、車道を通行する事が危険でやむを得ない場合等 です。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号や交通標識には自動車やバイクと同様に従わなければなりません！
信号を守らないと、他の車両や歩行者と衝突し、交通事故の被害者にも加害者にもなる恐れがあります。
一時停止標識では必ず止まって、左右の安全をしっかりと確認してから進行しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

無灯火運転は危険です！
ライトを点灯すると、前方の照射だけでなく、他の車両や歩行者に自転車の存在をアピールでき安全です。

④ 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて運転することはできません。～飲んだら乗らない！車もバイクも、自転車も！～

⑤ ヘルメットを着用

自転車利用者による死亡事故のうち、多くの方が頭部を損傷しています。
2023年道路交通法の改正により、全ての利用者がヘルメット着用に努めなければなりません。

自転車も 正しいマナーと 思いやり

警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

